

入札公告

下記の工事について制限付き一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 30 日

兵庫県契約担当者
兵庫県東灘警察署長 森井 忠

記

1 入札に付する事項

- (1) 工事名称 元東灘警察署石屋川交番庁舎解体撤去工事
(2) 工事場所 神戸市東灘区御影石町 2 丁目 24-4
(3) 工事概要 東灘警察署石屋川交番の廃止に伴い解体工事を行う。
(4) 施工期間 着工の日より 100 日間
(5) 最低制限価格 有・無
(6) 入札方式 制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争）
(7) 契約締結予定日 令和 7 年 9 月 4 日
(8) 支払条件
① 年割支払 有・無
② 前払金 有・無
③ 中間前払金 有・無
④ 部分払 有・無（履行期間中 1 回以内とする。）
⑤ 中間前払金と部分払の選択該当工事の別 有・無
(9) 本件工事は、週休 2 日を確実に取得できるよう工事を実施する「週休 2 日制度」の対象工事である。

2 応募方法

単独企業による。

3 入札参加資格

財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 81 条の 3 に定める兵庫県（以下「県」という。）の建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者で、次の要件を満たしていること。

(1)入札参加資格工種	解体工事
(2)営業所の所在地等に関する要件	神戸土木事務所、西宮土木事務所、宝塚土木事務所、加古川土木事務所、加東土木事務所及び洲本土木事務所管内のいかに解体工事業の許可を受けた主たる営業所を有していること。
(3)入札参加資格格付等級又は総合評定値	確認基準日に有効な県の建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）の解体工事業の許可を有すること。
(4)技術・社会貢献評価数値に関する要件	無
(5)同種工事の施工実績又は専門性の有無に関する要件	無
(6)特定建設業の許可に関する要件	無
(7)配置技術者に関する要件	営業所において、建設業法の規定による解体工事に係る主任技術者又は監理技術者を有し、当該工事に有資格者を適切に配置できること。 また、配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係（申込期限日以前に 3 カ月以上の雇用関係）があるので、かつ建設業法に規定する営業所における専任の技術者でないこと。
(8)現場代理人の要件	請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係（申込期限日以前に 3 カ月以上の雇用関係）がある者を適正に配置できること。
(9)入札保証金	不要
(10)その他	別紙「建設工事の制限付き一般競争入札（事後審査型）公告共通事項」に示すとおり。

4 入札手続等

手 続 等	期 間 ・ 期 日	場所・方法
(1)建設工事請負契約書等の閲覧	令和7年7月30日(水)から 令和7年8月14日(木)まで(注1~3)	神戸市東灘区御影中町2丁目3-2 兵庫県東灘警察署会計課
(2)提出資料の様式等の交付	令和7年7月30日(水)から 令和7年8月14日(木)まで(注1~3)	兵庫県東灘警察署会計課 兵庫県警察ホームページ「入札情報」(注4)
(3)入札参加受付	令和7年7月30日(水)から 令和7年8月14日(木)まで(注1~3)	
(4)設計図書の閲覧及び貸与受付	令和7年7月30日(水)から 令和7年8月14日(木)まで(注1~3)	神戸市東灘区御影中町2丁目3-2 兵庫県東灘警察署会計課
(5)質問書(様式任意)の受付	令和7年7月31日(木)から 令和7年8月14日(木)まで(注1~3)	兵庫県東灘警察署会計課
(6)回答書の閲覧	令和7年8月18日(月)から 令和7年8月19日(火)まで(注1~3)	
(7)入札(開札)日時	令和7年8月20日(水) 午前11時00分から	神戸市東灘区御影中町2丁目3-2 兵庫県東灘警察署4階会議室
(8)工事費内訳書の提出	同 上	
(9)入札結果の公表	落札決定後速やかに(注5)	兵庫県東灘警察署会計課 兵庫県警察ホームページ「入札情報」(注4)

(注1) 土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15条)に定める県の休日を除く。

(注2) 毎日午前9時30分から午後5時まで

(注3) 正午から午後1時までを除く

(注4) アドレスは(<http://www.police.pref.hyogo.lg.jp>)

(注5) 閲覧の方法により公表する

5 入札参加資格確認資料の提出

開札後、入札執行者から下記の入札参加資格確認書類の提出を求められた入札参加者は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内(土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。)に、兵庫県東灘警察署会計課まで各1部提出すること。

なお、様式等は、別紙「建設工事の制限付き一般競争入札(事後審査型)公告共通事項」4(1)のとおり、入札担当課で受け取るか兵庫県警察ホームページの「入札情報」からダウンロードすることにより取得すること。

(1) 配置予定技術者の資格 (様式6号の2)

(2) 現場代理人の資格 (様式6号の3)

(3) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係 (様式7号)

(注) 様式6号の2については、直接的かつ恒常的な雇用関係(申込期限日以前に3ヶ月以上の雇用関係)がある者で、かつ原則、建設業法に規定する営業所における専任技術者でない者を記載すること。

6 その他

(1) 別紙「建設工事の制限付き一般競争入札(事後審査型)公告共通事項」のとおりとする。

(2) 現場説明会は実施しない。

(3) 落札者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるとときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。なお、通知を行う場合は契約管理課ホームページ(アドレス<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks03/nyusatukeiyakutetudoku.html>)に掲載している様式を使用すること。

(4) 本件工事は、電子契約手続きの対象外とする。

7 入札担当課(問い合わせ先)

神戸市東灘区御影中町2丁目3-2

兵庫県東灘警察署会計課 電話(078)854-0110 内線230

建設工事の制限付き一般競争入札（事後審査型）公告共通事項

1 入札の実施

本件入札においては、入札参加申込書及び入札書は契約担当課に持参すること。

2 入札参加資格

本工事の入札に参加することができる資格を有する者は、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 81 条の 3 に定める兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であって、かつ次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

なお、入札参加資格の確認は、入札参加申込書資料の提出期間の最終日（以下「申込期限日」という。）を基準日とする。ただし、事後審査型の配置予定技術者の専任性の確認は、申込期限日によらず、下記 7 (2) に定める入札参加資格確認資料の提出期間の最終日（以下「提出期限日」という。）を基準日とする。

(1) 資格要件

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。

なお、申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までに失効する場合は、提出期限日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

③ 入札公告において格付等級を定めている場合にあっては、入札参加資格者名簿の該当工事の種別の格別等級が、入札公告に示すものであること。

また、入札公告において総合評定値を定めている場合にあっては、入札参加資格者名簿の該当工事の種別の総合評定値が、入札公告に示すものであること。

なお、総合評定値に、兵庫県の建設工事入札参加者に係る資格格付要領（以下、「資格格付要領」という。）第 4 条の規定に基づく一般土木、建築一式、アスファルト舗装、造園、電気及び管の各工事に係る技術・社会貢献評価数値に準じて算定した数値を合算した数値を総合評定値とみなす。

④ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

⑥ 入札公告に本件工事の設計業務等の受託者が示されている場合は、当該受託者でなく、かつ、次に掲げる者に該当しないこと。

ア 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

イ 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

⑦ 兵庫県発注の入札公告に示す工種に係る低入札価格調査対象工事を入札公告に示す入札参加資格の申込期限日までに完了しない者にあっては、入札公告に示す工種における資格格付要領第 4 条の規定による平均工事成績点が 65 点以上であること。

⑧ 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、第 3 号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

⑨ 資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に該当しない者であること。

(2) 配置技術者の要件

① 入札公告に示す技術者を、建設業法第 26 条の規定により適正に配置できること。

また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（申込期限日以前に 3 ヶ月以上の雇

用関係)がある者あって、かつ原則、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

- ② 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。ただし、本件工事及び他の工事の契約希望金額が建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に定める金額未満である場合は、この限りではない。

- ③ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、契約工期中は、当該配置技術者を変更することを認めない。

また、工場製作のみが行われる期間があるときは、工場製作のみが行われる期間と工事現場において作業等が行われている期間とで異なる者を配置予定技術者として届け出ができる。

なお、工場製作のみが行われる期間においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことができる場合には、同一人を各製作の監理技術者とすることができる。

(3) 現場代理人の要件

- ① 建設工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人を適正に配置できること。
また、現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係(申込期限日以前に3か月以上の雇用関係)がある者であること。

- ② 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した現場代理人を、本件工事現場に常駐で配置すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、常駐義務を緩和することができる。
- ③ 工場製作のみが行われる期間があるときは、工場製作のみが行われる期間と工事現場において作業等が行われている期間とで異なる者を現場代理人として届け出ることができる。

なお、工場製作のみが行われる期間においては、同一の工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことができる場合には、同一人を各製作の現場代理人とすることができる。

3 入札参加の手続

- (1) 本工事の入札参加を希望する者は、入札公告に示す期間内に担当課へ入札参加申込書(様式3号の5)及び入札参加代表者届(兵庫県警察ホームページ(<http://www.police.pref.hyogo.jp/>)に登載)を持参すること。
- (2) 入札公告に示す入札参加申込期限日以降は、原則として入札参加申込書の差替え及び再提出は認めない。

4 誓約書及び設計図書の交付

- (1) 6(1)⑦で提出を求める誓約書は契約担当課で受取るか、兵庫県警察ホームページの「入札情報」の中の該当工事の中にあるので、ダウンロードすることにより取得すること。
- (2) 設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ。)の貸与を希望する者は、入札公告に示す期間内に所定の場所で、設計図書貸与申込書(様式9号の2)により貸与を申し込むこと。
- (3) 貸与された設計図書は、入札後速やかに返却すること。ただし、契約担当者が別に定めたときは、各自で複写したうえで、指定期限までに返却すること。

5 入札保証金

不 要

6 入札手続等

- (1) 入札に関する条件

① 入札金額その他記入が必要な全ての事項について記入されていること。

② 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

③ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。ただし、特に指示した場合は、この限りではない。

④ 入札公告において、工事費内訳書の提出方法が持参又は郵送とされている場合は、所定の場所に所定の日時までに工事費内訳書を提出すること。

⑤ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。代理人による入札をしようとする者は、委任状を入札担当者に提出すること。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記8において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

⑥ 再度の入札に参加できるものは、次のいずれかの条件を具備した者であること。

ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）

イ 初度の入札において、上記②及び③の条件に違反し無効となった入札者のうち、②に違反し無効となったもの以外の者。

⑦ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札候補者が契約に基づく業務に従事する労働者の適性な労働条件を確保するための誓約書及び落札候補者が社会保険関係法令の順守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を7(2)入札参加資格確認資料の提出期間中に提出すること。

(2) 無効とする入札

以下のいずれかに該当する入札は無効とする。

① 入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

② 下記10で定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札

③ 入札参加申込書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

④ 資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に該当する者のした入札

(3) 入札に際しての注意事項

① 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

② 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

③ 入札金額は、アラビア数字を用いること。

④ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがある。

なお、工事費内訳書は、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書きした封筒に封入し、持参すること。

⑤ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

⑥ 入札書は、入札に付する事項ごとに必要な事項を記入する。

⑦ 入札書は、契約担当者に提出後は、書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

⑧ 入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

なお、入札執行時間までに入札書が提出されず、辞退届の提出もなされていない場合には、入札執行時間を経過した時をもって、辞退届の提出があつたものとする。

7 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料

- (1) 財務規則第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。
- (2) 落札候補者として入札執行者から入札公告に示す入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して 2 日以内に、入札公告に示す提出先まで提出すること。

① 提出資料等

ア 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式 6 号の 2 に記載すること。
なお、記載件数は技術者 3 名以内とし、資格証明書・講習修了証等の写しを添付すること。
また、入札公告における入札参加資格要件として、当該技術者に同種又は類似の工事経験を求めている場合には、過去 15 年以内に工事が完成し、その引渡しが完了しているものに限り様式 6 号に記載するとともに、同工事に係る契約書の写し等、同種又は類似の工事であることが確認できる書類を添付することとし、現場代理人を兼務する場合は、その旨を記載すること。

イ 現場代理人の資格

入札参加資格があることを判断できる現場代理人を様式 6 号の 3 に記載すること。
なお、記載件数は現場代理人 3 名以内とし、健康保険被保険者証等の写しを添付すること。
また、配置予定技術者が現場代理人を兼務する場合は、様式 6 号の 3 の提出は不要とする。

ウ 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式 7 号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

(ア) 建設業の許可及び建築士事務所の登録

許可及び登録に係る通知書の写し

(イ) 経営事項審査結果

建設業法第 27 条の 29 の規定による総合評定値通知書の写し

(ウ) 設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる商業登記簿謄本等の写し

エ 同種又は類似の工事の施工実績

入札公告における入札参加資格要件として、同種又は類似の工事の施工実績を求めている場合には、入札参加資格があることを判断できる同種又は類似工事の施工実績を、様式 5 号に記載すること。

なお、記載件数は代表的な工事 3 件以内とし、過去 15 年以内に工事が完成し、その引渡しが完了しているものに限り記載するとともに、同工事に係る契約書の写し等、同種又は類似工事であることが確認できる書類を添付すること。

オ 国土交通省近畿地方整備局等発注の工事成績

入札公告における入札参加資格要件として、技術・社会貢献評価数値の合計点数が要件となっている場合に、入札参加資格者名簿の入札公告で示す工種における兵庫県発注工事成績を有しない者が、工事成績（入札公告 3 (4) で定めたもの。）を申請するときは、様式 19 号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

(ア) 工事成績評定通知書の写し

(イ) 一般財団法人日本建設情報総合センター登録内容確認書（工事実績）の写し

(ウ) 入札参加資格者名簿の入札公告で示す工種に分類されることが確認できる設計書等の写し（（イ）において確認できる場合は不要。）

(エ) 施工場所が兵庫県内であることを確認できる契約書等の写し（入札公告 3 (4) でさだめられたもの以外。イにおいて確認できる場合は不要。）

② 資料の様式は、上記 4 と同じ方法で取得すること。

③ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

④ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

⑤ 提出された資料は返却しない。

⑥ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

⑦ 入札資格確認資料の提出を求められた者が資料を(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

8 落札者の決定方法

- (1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としないことがある。
- (2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて入札した者のうち、最低の価格をもつて入札した者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。
- (4) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

9 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の翌日から起算して7日以内（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）に契約書を提出すること。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は県から指名停止を受けた場合には、契約を締結しない。

10 契約保証金

- 落札者は、契約締結までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の10分の1以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。
- (1) 契約保証金に代わる、担保となる有価証券等の提供があったとき。
 - (2) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。
 - (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
 - (4) 兵庫県を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があったとき。

11 支払条件

- (1) 前金払
保証事業会社と前金払に関し保証契約をした者に対しては、請負代金額の10分の4以内の前金払を行う。
- (2) 中間前金払と部分払の選択
落札者は、契約締結までに、中間前金払を受けるか部分払を受けるかを選択する（契約締結後、この選択を変更することはできない）。この場合において、中間前金払を選択したときには部分払を受けることができず、部分払を選択したときには中間前金払を受けることはできない。
- (3) 中間前金払
部分払を選択せずに中間前金払を選択した者が、前金払を受けた後、契約担当者から以下の要件をすべて満たしていることについて認定を受け、保証事業会社と中間前金払に関し保証契約をした場合には、請負代金額の10分の2以内の前金払を行う。
 - ① 工期の2分の1を経過していること。
 - ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当すること。
- (4) 部分払
中間前金払を選択せずに部分払を選択した者は、入札公告に示す回数以内の部分払を請求することができる。
なお、兵庫県の都合により契約工期を変更した場合は、変更後の工期に応じて部分払の回数を変更することがある。

12 下請負人の健康保険等加入義務等

- (1) 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、

社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

① 受注者と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

イ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

② ①に掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

イ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から 30 日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

(3) 発注者は、受注者が(1)に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したときは、この契約を解除することができる。ただし、(2)に規定する場合を除く。

(4) 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が(2)②に掲げる下請負人である場合において、アに定める特別の事情が認められず、かつ、受注者がイに定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 100 分の 5 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

13 その他

(1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後 1 箇月以内に（工期が 1 箇月に満たない場合は、契約締結後速やかに）、証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。

(2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。

(3) 契約を締結した者は、次のア、イを兵庫県に提出すること。

ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が 200 万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第 3 項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）に規定する労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が 200 万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第 2 項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

(4) (3)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。

(5) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(6) 受注者は契約後 V E 方式の実施承認を受けた場合は、契約締結後に請負者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

その際、提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行う。詳細は、特記仕様書等による。

(7) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。

(8) 入札結果については、落札決定後、閲覧の方法により、入札参加受付を行った場所にて落札決定日の翌日までに公表する。また、契約締結後速やかに、兵庫県警察ホームページ（<http://www.police.pref.hyogo.jp/>）に公表する。

制限付き一般競争（事後審査型）入札参加申込書

工事名称：元東灘警察署石屋川交番庁舎解体撤去工事

入札日：令和7年8月20日 午前11時00分

入札場所：神戸市東灘区御影中町2丁目3-2
兵庫県東灘警察署 4階会議室

上記工事に係る競争入札への参加を申し込みます。

なお、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと並びに現在有効な兵庫県入札参加資格者名簿(7)に記載した「関係する会社」※が事実と相違ないことを誓約します。

違反した場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。

※「関係する会社」双方が、同一の一般競争入札に参加することを制限しています。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者

兵庫県東灘警察署長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
建設業許可番号
大臣・知事 般・特 第 号
建設業許可年月日 年 月 日

課税業者

免税業者

制限付き一般競争入札(事後審査型)参加申込代表者届

令和 年 月 日現在

業 者 名			
許 可 番 号			
所 在 地			
代表者氏名(ふりがな)			
住 所			
生 年 月 日	年	月	日 生
入札委任の有無	有	・	無
代理人氏名、年齢	氏名(ふりがな)		歳
代 理 人 住 所			

※ 下欄に代表者の運転免許証等身分の確認できるものの写しを貼付してください。

なお、警察の担当者に身分を確認できるものを提示して確認を受けた場合は、写しの貼付を省略することができます。



建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係

商号又は名称

※【特別共同企業体の場合】

○○特別共同企業体

構成員

商号又は名称

(対象工事名 : 元東灘警察署石屋川交番庁舎解体撤去工事)

項目	内 訳			
建設業法の規定による特定建設業の許可状況	(発注業種の許可状況 業種・許可年月日・許可番号)			
	業種 : 工事	許可年月日 : 平成・令和 年 月 日	許可番号 : 般・特	号
建設業法の規定による経営事項審査の状況	(発注業種の総合評定値 業種・審査基準日・総合評定値)			
	業種 : 工事	審査基準日 : 平成・令和 年 月 日	総合評定値 :	点
本工事に係る設計業務等の受託者との関係	当該受託者の発行済株式の保有状況及び当該受託者への出資状況 (いずれかを○で囲み、有の場合は総額に対する割合を記載する。)		無	有 (株式 %) (出資 %)
	当該受託者の役員となっている当社の役員の有無 (いずれかを○で囲み、有の場合は兼務している役員の役職名及び氏名を記載する。)		無	有 (役職名 :) (役員氏名 :)

- (注) 1 特別共同企業体にあっては、各構成員单位で作成してください。
- 2 特定建設業の許可の通知書の写し（契約締結予定日において法定有効期間内にあるもの）を添付してください。
- 3 総合評定値通知書の写し（契約締結予定日において法定有効期間内にあるもの）を添付してください。
- 4 本工事に係る設計業務等の受託者と関係があるとした場合は、株式の保有状況、出資状況及び役員の就任状況が確認できる登記簿謄本等の写しを添付してください。
- 5 制限付き一般競争入札の公告において、特定建設業の許可を受けていることを入札参加要件としていない場合は、特定建設業関連の記載及び上記 2 は不要です。
- 6 制限付き一般競争入札の公告において、本工事に係る設計業務等の受託者が示されていない場合は、本工事に係る設計業務等の受託者関連の記載及び上記 4 は不要です。
- 7 一般競争入札で特別共同企業体を結成する場合は、各構成員の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を添付してください。

配 置 予 定 技 術 者 の 資 格

商号又は名称

※【特別共同企業体の場合】

○○特別共同企業体

構成員

商号又は名称

(対象工事名：元東灘警察署石屋川交番庁舎解体撤去工事)

項目 △ 氏名	「記載例」 ○ ○ ○ ○			
最終学歴	○○大学工学部土木学科○○年卒業			
法令による免許等	(例) 一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士・技術士(建設部門、農業土木、林業部門の森林部門)・監理技術者資格等(取得年及び登録番号) 監理技術者講習(修了年月日及び修了証番号)			
対象工事における現場代理人との兼務(予定)の有無				
現在従事している工事名等				
当該技術者が兵庫県の他の一般競争入札、公募型一般競争入札又は制限付き一般競争入札の配置予定技術者となっている工事名				

(注) 1 法令による免許等については、免許等を証する書面の写しを添付してください。また、直接的かつ恒常的な雇用関係(申込期限日以前に3ヶ月以上の雇用関係)があることがわかる書類(健康保険被保険者証等)を併せて提出してください。

2 配置予定技術者は3名以内で記載し、契約締結後は、記載した技術者の中から専任で配置してください。また、現場代理人を兼務させる場合は、兼務(予定)の有無を記載してください。
兼務(予定)が無い場合は、様式第6号の3を提出してください。

3 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行ってください。

また、本件が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行ってください。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行ってください。

4 対象工事における配置予定技術者と現場代理人の兼務(予定)の有無欄に有の場合は、現場代理人の資格(直接的かつ恒常的な雇用関係(申込期限日以前に3か月以上の雇用関係))のみ審査します。他の工事との現場代理人を兼務させようとする場合は、契約締結後に「現場代理人の兼務に関する事務取扱要領」に基づき、発注者と協議してください。

現 場 代 理 人 の 資 格

商号又は名称

※【特別共同企業体の場合】
○特別共同企業体
 構成員
○商号又は名称

(対象工事名 : 元東灘警察署石屋川交番庁舎解体撤去工事)

項目 △ 氏名	「記載例」 ○ ○ ○ ○			
最終学歴	○○大学工学部土木学科○○年卒業			
雇用期間	平成○年○月○日から			
現在従事している工事名等				
当該現場代理人が兵庫県の他の一般競争入札、公募型一般競争入札又は制限付き一般競争入札の現場代理人となっている工事名				

- (注) 1 直接的かつ恒常的な雇用関係（申込期限日以前に 3か月以上の雇用関係）があることがわかる書類（健康保険被保険者証等）を併せて提出してください。
 2 現場代理人は 3名以内で記載し、契約締結後は、記載した現場代理人の中から常駐で配置してください。ただし、現場代理人の常駐義務が緩和されている場合は、この限りではありません。
 3 対象工事において配置予定技術者に現場代理人を兼務させる場合（様式 6 号又は 6 号の 2 に記載）は、本様式の提出は不要です。
 4 対象工事における配置予定技術者と現場代理の兼務（予定）の有無欄に有の場合は、現場代理人の資格（直接的かつ恒常的な雇用関係（申込期限日以前に 3か月以上の雇用関係））のみ審査します。他の工事との現場代理人を兼務させようとする場合は、契約締結後に「現場代理人の兼務に関する事務取扱要領」に基づき、発注者と協議してください。

設計図書貸与申込書

様式9号の2

元東灘警察署石屋川交番庁舎解体撤去工事に係る設計図書を下記により貸与を希望します。

記

1 金抜設計書 1 冊
(特記仕様書含む)

2 図 面 1 式 (10枚)

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者
兵庫県東灘警察署長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

切り取り

商号又は名称

設計図書引換書

元東灘警察署石屋川交番庁舎解体撤去工事に係る設計図書について、下記により無償貸与します。
なお、貸与した設計図書は、入札参加資格がないとされたとき、入札を辞退したとき、その他入札に参加しなかったときにつきあっても返却してください。

記

- 1 貸与した設計図書は、入札後速やかに返却してください。
- 2 設計図書の部数に限りがありますので、貸与した設計図書は各自で複写したうえ、
令和 年 月 日までに必ず返却してください。

(建設工事 受注者用)

誓 約 書

下記 1 の県発注工事請負契約（以下「本工事契約」という。）の締結に当たり、暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利用することにならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記 2 のとおり誓約する。

記

1 県発注工事請負契約名

元東灘警察署石屋川交番庁舎解体撤去工事

2 誓約事項

- (1) 受注者は、次のアからウまでに該当しないこと。
ア 条例第 2 条第 1 号で規定する暴力団
イ 条例第 2 条第 3 号で規定する暴力団員
ウ 条例第 7 条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号。）第 2 条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約を締結するに当たり、前号のアからウまでに該当する者を契約の受注者としないこと。
- (3) 受注者は、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡しないこと。
- (4) 受注者が前 3 号のほか本工事契約に係る「暴力団排除に関する特約」の各条項に違反したときには、同特約の条項に基づく契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和　年　月　日

兵庫県契約担当者

兵庫県東灘警察署長 様

住 所
氏 名
〔 法 人 名 〕
〔 代 表 者 名 〕

電 話 () -
電子メール

(建設工事 下請負人用)

誓 約 書

下記 1 の元請工事契約の履行に伴い、下請契約（以下「本工事契約」という。）を締結するに当たり、暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することにならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記 2 のとおり誓約する。

記

1 元請工事契約

(1) 契約名

元東灘警察署石屋川交番庁舎解体撤去工事

(2) 発注者

兵庫県東灘警察署長

(3) 元請負人

ア 住所（所在地）

イ 氏名（氏名・代表者名）

2 誓約事項

(1) 受注者は、次のアからウまでに該当しないこと。

ア 条例第 2 条第 1 号で規定する暴力団

イ 条例第 2 条第 3 号で規定する暴力団員

ウ 条例第 7 条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号。）第 2 条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

(2) この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約を締結するに当たり、前号のアからウまでに該当する者を契約の受注者としないこと。

(3) 受注者は、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡しないこと。

(4) 受注者が前 3 号のほか本工事契約の約定に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

下請工事契約の発注者様

住 所

氏 名

〔 法 人 名 〕
〔 代 表 者 名 〕

電 話 () -

電子メール

誓 約 書

下記1の契約(以下「本契約」という。)に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 工事請負契約名

元東灘警察署石屋川交番庁舎解体撤去工事

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
 - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額(同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。)が 200 万円を超えるときは、この誓約書に準ずるものとして別に県が定める誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他の県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者

兵庫県東灘警察署長 様

住 所	
氏 名	
〔 法人名 〕	
〔 代表者名 〕	
電 話 ()	-
電子メール	

別表(誓約事項(1)関係)

労働関係法令

- (1) 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)
- (2) 労働組合法(昭和 24 年法律第 174 号)
- (3) 最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成 5 年法律第 76 号)
- (8) 労働契約法(平成 19 年法律第 128 号)
- (9) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (10) 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)
- (11) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号)

誓 約 書

下記1の元請契約の履行に伴い、下請契約(以下「本契約」という。)に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 元請工事契約

- (1) 契約名
元東灘警察署石屋川交番庁舎解体撤去工事

- (2) 元請発注者
兵庫県東灘警察署長

- (3) 元請負人

- ア 住所(所在地)
イ 氏名(名称・代表者名)

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに発注者へ報告を行うこと。
 - ア 発注者から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額(同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。)が200万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を守るよう誓約書を提出させ、その写しを発注者に提出すること。
- (4) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときには、発注者が行う本契約の解除その他発注者が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - ア 上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日
下請工事契約の発注者様

住 所	()	—
氏 名		
〔 法人名 代表者名 〕		
電 話	()	—
電子 メール		

別表(誓約事項(1)関係)

労働関係法令
(1) 労働基準法(昭和22年法律第49号)
(2) 労働組合法(昭和24年法律第174号)
(3) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)
(4) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
(5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)
(6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)
(7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)
(8) 労働契約法(平成19年法律第128号)
(9) 健康保険法(大正11年法律第70号)
(10) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)
(11) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)
(12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)

社会保険等加入対策に関する誓約書

下記1の建設工事請負契約（以下「本工事契約」という。）の締結に当たり、社会保険関係法令の遵守を徹底するため、下記2のとおり誓約する。

記

1 工事名

元東灘警察署石屋川交番庁舎解体撤去工事

2 誓約事項

- (1) 次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）を下請負人（二次以下の下請負人を含む。以下同じ。）としないこと。
- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (2) 前号の誓約事項に違反したとき（当該保険未加入業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別な事情があると発注者に認められたときを除く。）に発注者が行う本工事契約の解除、違約金の請求、違約罰の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

（発注者）

兵庫県契約担当者
兵庫県東灘警察署長 様

（受注者）

住 所	
氏 名	
〔 法 人 名 〕	
代表者名	
電 話	() -
電子メール	